

土 都 第 6 2 号
令和5年4月12日

関 係 各 位

沖縄県知事 玉城 デニー
(公 印 省 略)

「那覇広域都市計画区域区分の変更」に係る住民説明会の開催について（御案内）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
都市計画行政につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
さて、沖縄県では令和5年度に「那覇広域都市計画区域区分の変更」を予定しております。
つきましては、下記のとおり住民説明会を開催いたしますので、御案内します。

記

1. 日時及び会場

日時：令和5年4月21日（金） 午後3時（受付：午後2時30分～）
午後7時（受付：午後6時30分～）
会場：糸満市役所 3-C会議室

※どちらの説明会も同内容の説明をいたします。
いずれかの御都合の付く時間に御参加ください。
※糸満市の「用途地域の変更」についての説明会も同時開催いたします。
※大雨や台風などの自然災害の恐れがある場合、また、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、説明会を中止、延期、または入場制限を行う場合がありますので、その際は県HPにてお知らせします。

2. 概要

那覇広域都市計画区域区分の変更（県決定）「真栄里地区」

那覇広域都市計画区域は、今後10年程度人口増加が見込まれていることから、保全と開発の両立を図りながら、良好な住環境とともに歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用が図れるよう、区域区分の見直しを行う。

糸満市真栄里の一部において、土地区画整理事業による計画的な市街化が図られることから、市街化区域への編入を行う。

※区域区分：都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる制度です。

※市街化区域：すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

※市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域とする。

3. 申し込み

事前申し込みは不要ですので、直接会場へお越しください。

※ 定員を超える場合は入場できないことがありますので、予めご了承ください。

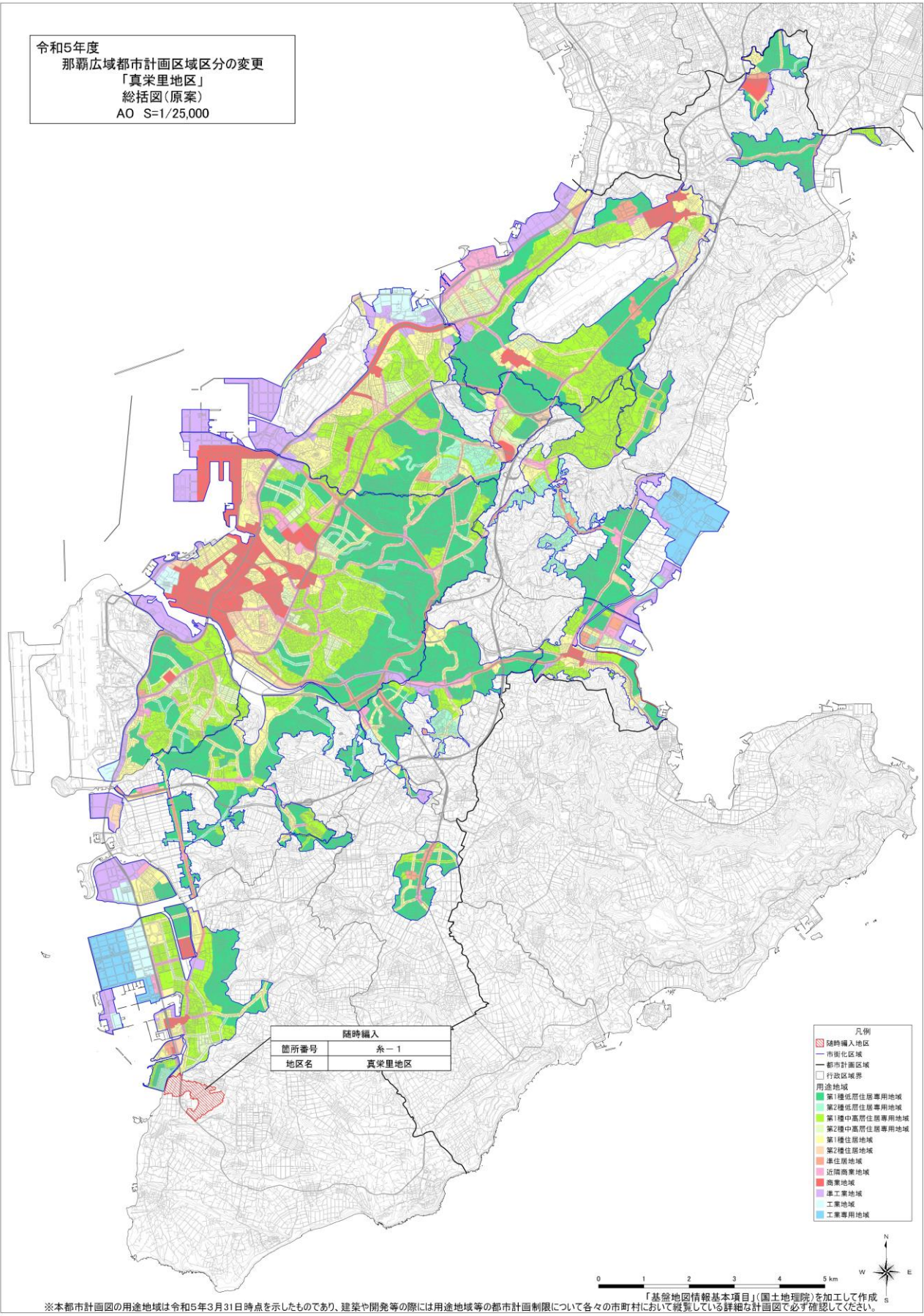
4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止へのご協力のお願い

- 発熱（37.5度以上）、強いだるさ、息苦しさなどの体調がすぐれない方は、参加をご遠慮ください。
- マスクの着用については、令和4年3月13日から基本的に個人の判断となりますが、当日の感染状況によってはマスク着用を案内する場合がありますので、予めご了承ください。

5. お問い合わせ先

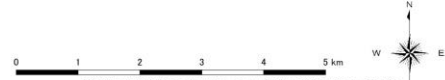
- 沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班 TEL：098-866-2408

令和5年度
那覇広域都市計画区域区分の変更
「真栄里地区」
総括図(原案)
AO S=1/25,000



臨時編入	
箇所番号	糸-1
地区名	真栄里地区

- 凡例
- 臨時編入地区
 - 市街化区域
 - 都市計画区域
 - 行政区境界
 - 用途地域
 - 第1種低層住居専用地域
 - 第2種低層住居専用地域
 - 第1種中高層住居専用地域
 - 第2種中高層住居専用地域
 - 第1種住居地域
 - 第2種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域



※本都市計画図の用途地域は令和5年3月31日時点を示したものであり、建築や開発等の際には用途地域等の都市計画制限について各々の市町村において縦覧している詳細な計画図で必ず確認してください。